

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和3年12月7日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	飯田雅広	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	三浦知将
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	民生部長	寺西孝	民生部兼 次長 保険課長	不破生美
職務のため出席した者	議長	佐藤茂	議事局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第49号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について			

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査を行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は、1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めて、皆さんおはようございます。

今日は総務民生常任委員会の中で一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

今日は朝の交通大巡視がありまして、7時25分ぐらいから大体1時間ちょっとでありますけれども、町内一円でご挨拶をさせていただきました。ちょっと雨もひどかったのと、途中からちょっと弱くなって、皆さん方をお願いしたのは、コロナの話、そして今後の話ということで、あまりナーバスにならずに、今までどおりマスクをしてソーシャル・ディスタンスを取って、手指の手洗いをやっていただければ、このままいけるんじゃないかなというのは、楽観的なことは思っておりませんけれども、いろんなマスコミに踊らされていますと、なかなか自由なあれがということで、舟入の方にもたくさんお集まりになってみえたんですけれども、ちょっとお話をさせていただきました。

いずれにいたしましても、この1年半コロナで本当に振り回された1年でありますけれども、来年こそはということで、過日、愛知県知事とお話をする機会がありました。まさに、昨日おとつい、報道されているように、愛知県としても前倒しをして、58万回分はあるとかという話がありましたので、そういうことで1日も早くブースター接種をやっていただきたい。我々もしっかりとワクチンを接種、確保していただいて、回していただきたいという要望をさせていただきました。町民の皆さんの健康、安心・安全をしっかり守るために頑張ってやってまいりたいと思いますので、今日の国保のこれもそうでありますけれども、大変重要な案件でありますので、いつも慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお

願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

議案第49号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

おはようございます。

本日、皆様方に議案第49号請求資料ということで、配信配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

おはようございます。

初日のときに資料請求をいただいて、産科医療補償制度、大変分かりやすい資料だと思います。初日のときにもお伺いして、他の自治体で、42万円の額そのものを条例化している自治体もあるよというお話をして、そのときに大体お話をして、答弁してくださったんですけども、再度、もう一度ちょっとお願いしたいのと、じゃ、この掛金制度、産科医補償制度の掛金、幾らだったっけ、掛金自体が、現行が1万6,000円ですけれども、改正によって1万2,000円になったよ、それでトータル42万円なんですけれども、この掛金自体どこから出ているのか。その辺を、この2点お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

おはようございます。

それでは、ご質問のございました2点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点ですけれども、他市町村で42万円一括でお支払いするところがあるけれども、蟹江町としては産科医療補償制度の掛金と、それから、育児一時金を分けて、合算して42万円払うよという形で条例は作られておるとい形になりますけれども、まず、産科医療補償制度の掛金と出産育児一時金を分けるという形なんですけれども、これは健康保険法施行令で一時金は40万4,000円、それからそこに掛金を加算しますという形になっております。国保は、国民健康保険法としては出産育児一時金を支払うという形でしか書いていないんですけれども、やはりほかの健康保険、私どもが入っております共済だとか、会社の健康保険などと合わせるという形で、給付に差異がないような形を取るという形で、健康保険法施行令に合わせるという形で、出産育児一時金としては40万4,000円。それから掛金をそこにプラスして、現行ですと1万6,000円で、合計で42万円を支給しますよという形をとってござい

す。

また、海外などで里帰り出産をされる外国人の方もみえます。国保に入ってみえる方ですと、そういったような方についても出産育児一時金のほうは支払いをさせていただくんですけれども、その場合は、42万円ではなくて掛金、国内の産科でしか、これ掛金必要ないもんですから、その産科医療補償制度の掛金分を引きまして、そういった方の場合につきましては、40万4,000円の支給とさせていただいております。ですので、蟹江町としては2つ分けて、条例のほうで定めさせていただいております。

続きまして、2つ目なんですけれども、2つ目のご質問のほうでいただいております、掛金で現行ですと1万6,000円、改正後は1万2,000円ですけれども、こちらも含わせて、合計で一時金と合わせまして42万円ですけれども、42万円のうち3分の2につきましては、町のほうからの法定繰入金となつてございますので、町のほうから、一般会計のほうから繰入れを42万円の3分の2をさせていただいております。さらに、3分の1につきましては、皆様被保険者の方の保険税で賄われております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

確かに、ほかの社会保険、協会けんぽもそうなんだけれども、そこと大体、そこだと調べるとやっぱり分けて書いてあるんですよね、ちゃんと。それと蟹江町は合わせて書いたということで、ただ、もらった資料に行くと、ほとんど100%なんですよ。全国的に99.9%という数字が書いてあるんだけれども、それで、実際は本当に、ほかの保険制度と合わせたと言われればそうだけれども、実際に本当に必要なのかなと書くのがねと思って質問しました。

あと、海外での出産は、確かに掛金制度そのものがないから、出産一時金、出産育児一時金か、でのみ支払うということですので、この辺は、蟹江町でもあるんですよね。年間に何例かは。その辺はよしとして、あと掛金については、3分の2が町の法定繰入金としてまとめると。それで3分の1が被保険者になるのかな。そうすると、国保の加入者で全体で払っているということで、認識でいいんですよね。

あと最後に、この国保の加入者、被保険者か、なんだけれども、加入しているのが条件で国保のほうから出るんですけれども、何か条件というのがあるんですか。例えば国保にどれだけしか、1年以上加入してなきゃ払えませんよと、そういう条件というのはいくつかあるんですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

条件といたしましては特にはないんですけれども、国保の加入して、お母様が加入している方、例えばご主人様が社会保険で、お母様のほうが国保という場合もあるかと思うんですけれども、お母様のほうが実際に国保に加入しているよという方になります。

あと、もう一つ、少し条件があるとしたら、例えば退職後、会社などを辞められて、それで国保に加入されるという場合があるんですけども、国保への加入後6カ月以内のご出産となった場合については、前の健康保険、入ってみえた健康保険組合でも、同じようにこの出産育児一時金というのが出ます。出るんですけども、両方で重複してはもらえませんので、これはご本人の選択となります。国保でもらいますと言われれば国保のほうで支払いますし、前の入ってみえた健康保険組合のほうで払ってもらいますということであれば、うちのほうからは支給せずに、前のほうの社会保険のほうで払っていただくという形をとっております。なので、条件がつくとしたらその6カ月以内の加入のところというところになると思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうなってくると、前社会保険の加入をしていて、6カ月で、6カ月前か、で加入していて、社会保険の請求もできるし、国保の請求もどちらかできるよと今答弁なんだけれども、基本的にでも、国保で賄うとなると、国保会計からのほうから出ますよね。社会保険に請求してもらったほうがいいんじゃないですか、逆に。その辺どうですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それ私どもも同じ考えで、できるだけ社保でお願いしたいんですけども、やはり窓口でお話をしていると、今もう健康保険から外れているので、そこにわざわざ請求に行くのがちょっとと言われる方もやっぱり多いんですね。選択制なので、うちも拒めないで、お話は通させていただきます。こういう前のところに請求はしないんですかというような形では確認をしますけれども、強制ではないですので、ちょっとなかなか強制的に向こうでやってもらってくださいという形ではちょっと言えないもんですから、そこはちょっと難しいなと思っております。確かに言われるとおり、被保険者の負担になりますので、できるだけ前のところで見たいなとは思いますが、そうはいかないときもございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

国保財政から考えたらそうなんですよね。前のところでなるべくお願いしたい。でも強制じゃないから、国保でも仕方がなくということで、どのぐらい、今そうやっておっしゃる奥さんたちもいるということだったんですけども、大体どのぐらいなんですか、割合的には。何とも分からないですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

すみません、何件かという統計はちょっと取っていないんですけども、窓口でお話を伺っている限りでは、やはり年に数件といいますか、あります。やっぱり、退職の理由としてやっぱり妊娠されたので、出産が近づいてきたので退職しますという方が多いものです。

から、働いてみえたりすると所得がございますので、ご主人様の扶養の保険にも入れない、金額的に入れないので、国保を1人で作るよという方が多いもんですから、やっぱり年に数件はございます。すみません、ちょっと統計はとってございませけれども。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

○委員 高阪康彦君

ちょっと本質から離れるかもしれないけれども、今掛金のお話が出ているんだけど、ちょっとネットで見とったら、実際の掛金は2万2,000円で、1万円を産科医療補償制度で出しているらしいんだけど、産科医療補償制度というのはそんなに1万円を出せるような財源があって、その3,000万円ちゅうのは、これ2009年から始まっているらしいんだけど、それをどういう形で補助制度、それ1万円も出せるのかなと、ちょっとずれているけれども、質問内容ですけども、分かるんだったら教えてほしいんだけど、勉強のために。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

確かに掛金で町のほう、保険者が払うのが現行ですと1万6,000円で、余剰金ということで、制度を運営する団体自体の余剰金というのが8,000円入って、合計で今ですと2万4,000円ですね。1月からこの掛金が1万2,000円になることによって、この余剰金が1万円入る、トータルで2万2,000円入るよという形になるんですけども、やはり制度を1人当たり2万4,000円ずつ、保険者から1万6,000円、1万2,000円出すんですけども、実際にお支払いする件数が少ないんだと思うんですね。なので、余剰金が出てきているという形になっていると思います。さらに余剰金がちょっとたくさん集まってきているので、今回掛金も下げますよという形になってきているようなんですね。いろいろと、私も調べておりましたら、なかなかこういう制度はあるんだけど、実際、じゃ、出産のときの、何ていうんですかね、何か原因があって脳性麻痺になったのか、先天性のものがあって脳性麻痺になったのか、そこら辺がやっぱり難しいようなところがあったりとかで、なかなか補償制度あるんだけど、件数もそんなに、多分余剰金が出るほどのものになっているんだろうなということは思っております。すみません、こういったことでしか分からないんですが。

○委員 高阪康彦君

要するに、補償制度はあるんだけど、適用される方があまり少なくて、掛金はもらうんだけど、余剰金が出ちゃうという、これは3,000万と書いてあるんだけど、そういう方が実際適用され、少ないもんで、余剰金が余るもんで、実際の掛金が2万2,000円とされても1万円はその余剰金で持ちましょうということだよ。私が言いたかったのは、今の掛金の問題で、その余剰金の元は、もともとその国保のほうから入っている感じじゃないの。いろんなところから、入ってくるようになるのですか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

余剰金については、その掛金の余剰金になるので、国保もそうですし、会社のほうの社会保険だとか共済だとか、皆さん出産されるときに加算されますので、その余剰金、国保だけではないという形になるかと思います。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

いいですか。

(発言する者なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時18分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広